

令和6年度
第2回新宿区国民健康保険運営協議会
報告事項資料①

令和6年12月2日以降に交付する国民健康保険に関する書類について

令和6年12月21日
新宿区健康部医療保険年金課

令和6年12月2日以降に交付する国民健康保険に関する書類について

国民健康保険法等の改正により、令和6年12月2日（施行日）以降、従来の被保険者証の交付が終了となった。

マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、保有していない方には資格確認書を交付するものとされているが、新宿区では、全ての被保険者に安心して医療機関等を受診してもらうとともに、医療機関等の窓口における混乱を防ぐため、下表のとおり取り扱う。

【12月2日以降に新宿区国民健康保険で交付する書類】

交付対象者	施行日以降に新規加入した者、発行済み保険証等の記載に変更がある者、再交付者等
交付書類	<u>マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を交付する。</u> ※ 当分の間の措置。交付済の保険証等の有効期限が切れるまでを予定しており、次回一斉更新時は取扱いが変わる可能性がある。
備考	既に交付している被保険者証は、原則令和7年9月30日まで使用可能。高齢受給者証の交付も終了とする。 ※ 70歳以上の被保険者に交付する資格確認書には、一部負担金の負担割合・発効期日が記載されるため、 <u>施行日以降、高齢受給者証は交付しない</u> （既に交付している高齢受給者証は、原則令和7年7月31日まで使用可能）。